

平成20年 2 月 秋 田 市 議 会 定 例 会 提 出 予 定 案 件		
	件 名	説 明
	「 予 算 案 」 29 件	
1	平成20年度秋田市一般会計予算の件	○予算案については資料別紙
2	平成20年度秋田市土地区画整理会計予算の件	
3	平成20年度秋田市市有林会計予算の件	
4	平成20年度秋田市市営墓地会計予算の件	
5	平成20年度秋田市中央卸売市場会計予算の件	
6	平成20年度秋田市農業集落排水会計予算の件	
7	平成20年度秋田市大森山動物園会計予算の件	
8	平成20年度秋田市廃棄物発電会計予算の件	
9	平成20年度秋田市国民健康保険事業会計予算の件	
10	平成20年度秋田市老人保健医療事業会計予算の件	
11	平成20年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計予算の件	

12	平成20年度秋田市介護保険事業会計予算の件
13	平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算の件
14	平成20年度秋田市病院事業会計予算の件
15	平成20年度秋田市水道事業会計予算の件
16	平成20年度秋田市下水道事業会計予算の件
17	平成19年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件
18	平成19年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）の件
19	平成19年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件
20	平成19年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
21	平成19年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）の件
22	平成19年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件
23	平成19年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
24	平成19年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件

25	平成19年度秋田市老人保健医療事業会計補正予算（第1号）の件	
26	平成19年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件	
27	平成19年度秋田市病院事業会計補正予算（第2号）の件	
28	平成19年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	
29	平成19年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	
	「 条 例 案 」 13 件	
30	秋田市部設置条例の一部を改正する件	○改正理由 地域振興局および国体局を廃止し、地域振興部を新設するとともに、総務部、企画調整部および市民生活部の所管業務を再編するため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 総務部の所管する業務に情報公開に関することを加える。 2 企画調整部の所管する業務から情報公開に関することを削る。 3 市民生活部の所管する業務から自治振興および支所に関することを削る。 4 地域振興部を新設し、その所管する業務を地域振興に関することならびに支所および市民センターに関することとする。 5 地域振興局および国体局を廃止する。 ○施行期日 平成20年4月1日から

31	秋田市職員の自己啓発等休業に関する条例を設定する件	○設定理由 職員の自己啓発等休業制度を実施するため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 この条例は、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めることとする。 2 自己啓発等休業は、在職期間３年以上の職員が申請した場合において、勤務成績、大学等の履修内容、国際貢献活動の内容等を考慮して承認することとする。 3 自己啓発等休業の期間は、３年以内とする。 4 自己啓発等休業の対象となる教育施設は、大学、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設等とする。 5 自己啓発等休業の対象となる奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等とする。 6 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、在学している課程を休学しているとき等は、その承認を取り消すこととする。 7 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該自己啓発等休業の一定の期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができることとする。 8 自己啓発等休業をした期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に含めないこと等とする。 ○施行期日 平成20年４月１日から
32	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 給与を受けながらの職員団体のための福利厚生業務に職員に従事させないこととするため、改正しようとするもの ○改正要旨 給与を受けながら、職員団体のためその業

		務を行う場合から、福利厚生 of 業務に従事する場合を除く。 ○施行期日 平成20年4月1日から
33	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	○改正理由 自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与の支給について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しないこととする。 ○施行期日 平成20年4月1日から
34	秋田市後期高齢者医療に関する条例を設定する件 ・健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）：平成18年6月21日公布、平成20年4月1日施行 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）：平成19年10月19日公布、平成20年4月1日施行	○設定理由 後期高齢者医療制度の施行に伴い、保険料の徴収等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの ○要 旨 1 本市が行う後期高齢者医療の事務については、法令および広域連合条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによることとする。 2 被保険者に対して支給する葬祭費に係る申請書の提出の受付等については、本市が行うこととする。 3 本市が保険料を徴収すべき被保険者は、市内に住所を有する被保険者等とすることとする。 4 普通徴収に係る保険料の納期を、7月1日から翌年2月末日までの8期とする。 5 納期限後に保険料を納付する被保険者等は、延滞金を納付しなければならないこととする。 6 被保険者に係る戸籍の証明については、無料とすることとする。 7 被保険者等が正当な理由がなく文書の提出の命令等に従わなかったときは、10万円以下の過料に処することとする。 8 偽りその他不正の行為により保険料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額

		の5倍以下の過料に処することとする。 ○施行期日 平成20年4月1日から。平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例等について規定する。
35	秋田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する件 ・介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成19年政令第365号）：平成19年12月12日公布、平成20年4月1日施行	○改正理由 介護保険法施行令の一部改正の一部改正（平成19年政令第365号）に伴い、平成20年度の保険料率の特例について定めるため、改正しようとするもの ○改正要旨 平成20年度における保険料率の特例を規定する。（平成19年度と同額とする。） ○施行期日 平成20年4月1日から
36	秋田市手数料条例の一部を改正する件	○改正理由 H C V抗体検査手数料を徴しないこととするため、改正しようとするもの ○改正要旨 H C V抗体検査手数料を削る。 ○施行期日 平成20年4月1日から
37	秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する件	○改正理由 農業集落排水施設を新設するため、改正しようとするもの ○改正要旨 新たに、次の農業集落排水施設を加える。 (1) 秋田市下北手中央農業集落排水施設 ア 位置 秋田市下北手桜字桜谷地80番地2 イ 区域 秋田市下北手桜字桜谷地、字新桜谷地ほか (2) 秋田市河辺岩見農業集落排水施設 ア 位置 秋田市河辺岩見字西小出108番地1 イ 区域 秋田市河辺岩見字貝住沢口、字萱森上野ほか ○施行期日 平成20年4月1日から

38 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

南ヶ丘地区整備計画区域における建築物の用途の制限等について定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

- 1 南ヶ丘地区整備計画の区域をこの条例を適用する地区整備計画の区域とする。
- 2 南ヶ丘地区整備計画区域における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等を規定する。

○施行期日 公布の日から。条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、従前の例による旨の経過措置を規定する。

39 秋田市都市公園条例の一部を改正する件

○改正理由

北野田公園のアリーナ等の使用料を定めるため、改正しようとするもの

○改正要旨

使用料を次のとおりとする。

アリーナ（貸切使用）

入場料を徴収する場合	一般	半面 1 時間につき	1,800円
	高校生		1,260円
	中学生以下		900円
入場料を徴収しない場合	一般		900円
	高校生		630円
	中学生以下		450円

テニスコート（貸切使用）

入場料を徴収する場合	一般	1 面 1 時間につき	1,000円
	高校生		700円
	中学生以下		500円
入場料を徴収しない場合	一般		500円
	高校生		350円
	中学生以下		250円

会議室

1 室 1 時間につき （冷暖房設備を使用する場合の加算額）		150円
冷房設備	1 時間につき	200円
暖房設備		220円

※照明設備については従前どおり

○施行期日 平成20年 6 月 1 日から

40	秋田市国民体育大会運営基金条例を廃止する件	○廃止理由 国民体育大会運営基金を廃止するため、条例を廃止しようとするもの ○施行期日 平成20年4月1日から
41	秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件	○改正理由 秋田北中学校、金足東小学校共同調理場の設置等を行うため、改正しようとするもの ○改正要旨 1 太平小学校、太平中学校共同調理場の名称を太平小学校、山谷小学校、太平中学校共同調理場とする。 2 秋田北中学校、金足東小学校共同調理場を設置する。 ○施行期日 平成20年4月1日から
42	秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例等の一部を改正する件 ・学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）：平成19年6月27日公布、一部の規定を除き同年12月27日施行	○改正理由 学校教育法の一部改正（平成19年法律第96号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの ○改正要旨 次に掲げる条例について、規定を整備する。 (1) 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例 (2) 秋田市自転車等駐車場条例 (3) 秋田市職員の修学部分休業に関する条例 ○施行期日 公布の日から
「 単 行 案 」 14 件		
43	平成19年度秋田市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について承認を求める件	○原油高騰対策灯油購入費助成事業に要する経費を補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・ 専決処分年月日 平成20年1月10日 ・ 補 正 額 103,663千円 ・ 補正後の一般会計予算額 113,921,491千円 ※専決処分した理由 灯油価格の急激な高騰による低所得の高齢者世帯等に対する救済措置として灯油購入費

		の一部を助成するため、その経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため ※根拠法：地方自治法第179条第3項
44	平成19年度秋田市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成20年1月23日 ・補正額 300,000千円 ・補正後の一般会計予算額 114,221,491千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 900,000千円 ※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため
45	平成19年度秋田市一般会計補正予算（第8号）に関する専決処分について承認を求める件	○除排雪関係経費に不足をきたし、補正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの ・専決処分年月日 平成20年2月6日 ・補正額 300,000千円 ・補正後の一般会計予算額 114,521,491千円 (補正後の除排雪関係経費予算額) 1,200,000千円 (参考：予算流用措置分を加えた合計) 1,320,000千円 ※専決処分した理由 今冬の予想を上回る降雪状況等に伴う除排雪経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

46	包括外部監査契約を締結する件	○平成20年度の包括外部監査契約を締結しようとするもの ・契約の目的 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 ・契約の始期 平成20年4月1日 ・契約金額 10,500,000円を上限とする額 ・契約の相手 澤田祐治（資格：公認会計士） ※根拠法：地方自治法第252条の36第1項
47	秋田市泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○泉地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 泉地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日 ※根拠法：地方自治法第244条の2第6項
48	秋田市明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○明德地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 明德地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日
49	秋田市港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定する件	○港北地区コミュニティセンターの指定管理者を指定しようとするもの ・指定管理者 港北地区コミュニティセンター管理運営委員会 ・指定の期間 平成20年4月1日～平成25年3月31日
50	市道路線を廃止する件	○ほ場整備に伴い、ほ場整備事業区域に編入する路線を整理するため、廃止しようとするもの ・廃止路線 1路線 延長1,146.90m ※根拠法：道路法第10条第3項

51	市道路線を認定する件	○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの ・認定路線 24路線 延長2,601.43m ※認定後の市道総延長 約1,962km ※根拠法：道路法第8条第2項
52	土地、建物等を減額貸付する件	○秋田中央交通の事業の用に供するため土地、建物等を減額貸付しようとするもの ・土地 秋田市寺内字蛭根85番97ほか15筆 雑種地等 16,063.73m² ・建物等 秋田市寺内字蛭根85番97ほか4棟 営業所棟等 1,597.16m² ・貸付相手方 秋田中央交通(株) ・貸付期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日 ・減額する貸付料の額 市の普通財産貸付料算定基準に基づき算定した貸付料の2分の1の額 ・減額貸付の目的 公共交通である生活バス路線維持のため ※根拠法：地方自治法第96条第1項
53	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	○大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入額（平成19年度）を変更しようとするもの ・変更前 342,526千円以内 ・変更後 314,688千円以内 ・変更額 27,838千円減 ※根拠法：地方財政法第6条
54	秋田市中心卸売市場会計へ繰り入れる件	○中央卸売市場会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成20年度）を行おうとするもの ・繰入金額 29,078千円以内 ※根拠法：地方財政法第6条
55	秋田市農業集落排水会計へ繰り入れる件	○農業集落排水会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成20年度）を行おうとするもの ・繰入金額 81,800千円以内

56	秋田市大森山動物園会計へ繰り入れる件	○大森山動物園会計の事業推進のための一般会計からの繰入れ（平成20年度）を行おうとするもの ・繰入金額 318,955千円以内
「追加提案」 「人事案」 3 件		
57	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	○現教育委員会委員石田俊介氏の任期満了（平成20年3月31日）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの ・任期4年 ※根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
58	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員鈴木光喜氏の任期満了（平成20年6月30日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ※根拠法：人権擁護委員法第6条第3項
59	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員伊藤敬一氏の任期満了（平成20年6月30日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの